

経 済 産 業 省

20150409 貿局第1号
輸出注意事項27第12号
経済産業省貿易経済協力局

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達を次のように定める。

平成27年4月22日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成27年4月22日から施行する。

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改正

現行

(略)

(略)

記

記

I～V (略)

I～V (略)

別表1～別表2の付表 (略)

別表1～別表2の付表 (略)

別表3 国及び地域区分の対照表

別表3 国及び地域区分の対照表

地域名 国・地域名	(略)	ろ地域	(略)	は地域 ②	に地域 ①	(略)	へ地域	と地域 ①	と地域 ②	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジャマイカ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>ジョージア</u>		<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

地域名 国・地域名	(略)	ろ地域	(略)	は地域 ②	に地域 ①	(略)	へ地域	と地域 ①	と地域 ②	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
グルジア		○		○	○		○	○	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジャマイカ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(略)